

(仮 訳)

## プレス・リリース

2015 年 12 月 10 日  
バーゼル銀行監督委員会

### 信用リスクに係る標準的手法の見直し： バーゼル銀行監督委員会が第二次市中協議文書を公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、信用リスクに係る標準的手法の見直しに関する第二次市中協議文書を公表しました。改定された提案は、簡素さとリスク感応度をバランスさせるとともに、銀行毎・地域毎のリスクアセットのばらつきを減少させ、比較可能性を高めることも目的とした、バーゼル委のより広範な資本枠組みの見直しの一部を形成するものです。

本日公表された提案は、バーゼル委が 2014 年 12 月に公表した当初の提案と幾つかの点で異なっています。当初の提案は、外部格付の参照をすべて排除し、限定的な数の代替的リスクドライバーに基づいてリスクウェイトを適用するアプローチを提示しました。第一次市中協議文書に対するコメント提出者は、格付参照の完全な排除は不必要かつ望ましくないとして、懸念を表明しました。バーゼル委は、銀行向け債権及び法人向け債権について、機械的ではない形で格付の利用を再導入することを決めました。改定案には、外部格付を規制で利用できない地域のための代替的アプローチも含まれています。

不動産ローンは、担保価値に対する融資比率(*loan-to-value ratio*)を主要なリスクドライバーとしてリスクウェイトを決める枠組みに修正されました。借手の債務比率(*debt services coverage ratio*)については、各国で統合的に適用可能な国際的な指標として定義し、水準調整することが困難であるため、リスクドライバーとして利用しないことを決めました。代わりにバーゼル委は、借手の返済能力の評価を、主要な引受基準として求めることを提案しています。また、特定貸付債権を含む、すべての不動産関連エクスポージャーを同じ資産クラスに分類するほか、返済原資を担保不動産から生じるキャッシュフローに大きく依存している不動産エクスポージャーには、より高いリスクウェイトを適用することを提案しています。

本市中協議文書は、国際開発銀行向け債権、リテール債権、デフォルト債権、オフバランスシート項目に関する提案も含まれます。ソブリン、中央銀行、公共セクターに関する信用リスクの標準的手法の取扱いは、本提案の対象外です。バーゼル委は、これらの債権は、ソブリン関連リスクのより広範で包括的な見直しの一部として検討しています。

バーゼル委は、2016年に包括的な定量的影響度調査(QIS)を実施する予定です。本市中協議文書におけるすべての資本賦課の水準調整は、予備的な(preliminary)ものであり、適切な資本賦課や資本枠組みの他の要素との全体的な整合性を確保するため、QISで得られたデータに基づき見直されます。

改定された標準的手法を2016年末までに最終化する前に、バーゼル委は適切な実施措置を検討し、バーゼル委が合意した又は今後合意する一連の改革も考慮し、実施のための十分な期間を設ける予定です。

バーゼル委は、本市中協議文書及び提案されている規則文書のすべてについて、コメントを歓迎します。提案に関するコメントは、2016年3月11日(金)までに、次のリンク:<http://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm>を使用してアップロードしてください。すべてのコメントは、コメント提出者が特に機密の取扱いを求めない限り、国際決済銀行のウェブサイト公表されます。